

社団法人中村青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人中村青年会議所（英文名 Nakamura Junior Chamber Incorporated=N. J. C）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を高知県四万十市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努め、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 本会はこれを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員の資質向上に関する調査研究及び事業

(2) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業

(3) 国際的相互理解及び親善に寄与する事業

(4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、各地青年会議所並びに関係機関との連携に基づく事業

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 四万十市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年又はこれらの地域に住所を有する団体で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(権利)

第8条 会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2. 正会員及び賛助会員は入会に際し、所定の入会金を納入し、また毎年度所定の期日までに会費を納入しなければならない。

3. 入会金及び会費の額は規則に定める。

(退会)

第10条 会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格喪失)

第11条 本会の会員は、次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 死亡又は解散したとき
- (2) 成年後見人、保佐人及び補助人のいずれかを付されたとき
- (3) 出席又は会費納入の義務を履行しない場合

(除名)

第12条 会員が次の各号いずれかに該当したときは、総会において正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
 - (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
 - (3) その他会員として適当でないと認められたとき
2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(休会)

第13条 長期にわたる病気他、やむをえない事由により本会の事業活動に出席できない場合は、休会届を提出し理事会の承認を得て休会することができる。

(会費等の不返還)

第14条 退会又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
- (2) 副理事長1人以上3人以内
- (3) 専務理事1人
- (4) 事務局長1人
- (5) 理事(前各号の役員を含む)8人以上16人以内
- (6) 監事2人以上3人以内

(選任)

第16条 役員は、正会員のうちから、総会においてこれを選任する。ただし、理事長は、別に定める選挙に関する規則により選出する。

2. 監事は、他の役員を兼任することができない。
3. 役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(職務)

第17条 理事長は、本会を代表し、業務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を統括する。
4. 事務局長は、事務局を統括する。
5. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
6. 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

- 第18条 役員の任期は、毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により期中に就任した役員の任期は、その期末までとする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

- 第19条 役員は総会の承認を得て辞任することができる。
2. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき
 3. 前項の規定により解任しようとする場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(直前理事長及び顧問)

- 第20条 本会に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。
2. 直前理事長等の選任に関しては、第16条第1項の規定を準用する。ただし、直前理事長に関してはこの限りではない。
 3. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を活かし、業務について必要な助言を行う。
 4. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
 5. 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第18条及び第19条の規定を準用する。

第4章会議

(種別)

- 第21条 本会は、次の会議をおく。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) その他必要な会議
2. 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。
 3. 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。
 3. 監事及び直前理事長等は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

- 第23条 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
 - (3) 事業報告及び会計報告の承認
 - (4) 役員等の選任及び解任
 - (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法
 - (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ①役員選任の方法に関する規則
 - ②会員資格に関する規則
 - ③会費及び入会金に関する規則
 - (7) その他、本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1月、7月及び12月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事会が必要と認めたとき
- (3) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (4) 監事が民法59条第4項に基づき招集するとき

3. 理事会は原則として毎月1回開催する。

4. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事が民法59条に基づき招集するとき

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第4号及び第4項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第3号の場合には請求を受取った日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面等により、開催10日前までに正会員に通知しなければならない。
4. 理事長は、前条第4項第2号の場合には、請求を受取った日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第26条 会議の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

2. 第24条第2項第4号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。
3. 第24条第4項第3号に基づき臨時理事会を開催した場合は、出席理事のうちからこれを選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

2. 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 会議の議事は、本定款に別に定めるものを除き、出席構成員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. やむをえない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 総会にあっては、会議を構成する正会員の現在数及び出席者数
- (3) 理事会にあっては、会議を構成する理事の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び会議の構成員のうちから、その会議において選任された署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(総会議決事項の通知)

第30条 理事長は、総会終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書面等で通知しなければならない。

第5章例会及び委員会

(例会)

第31条 本会は、毎月1回以上例会を開催する。

2. 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第32条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長は、正会員のうちから理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。
4. 会員は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第6章資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 財産目録に記載された財産
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は規則に定める。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計区分)

第36条 本会の会計は、次の3種に区分し各事業年度毎にこれを処理する。

- (1) 一般会計 通常の実業遂行に関する収支の経理
- (2) 特別会計 一般会計で処理するには不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する事業別の収支の経理
- (3) 基金会計 基金となるべき収支により取得した財産の管理運用の経理

(事業計画及び予算)

- 第37条 本会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得た後、速やかに高知県知事に届けなければならない。
2. 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
 3. 第1項の規定による総会の承認が事業年度開始後となる場合、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて総会までの収入及び支出することができる。
 4. 前項の場合、総会の承認はその事業年度開始の日から1ヶ月以内に得なければならない。この間の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び会計報告)

- 第38条 理事長は、事業年度終了後、速やかに、次の各号の書類を作成しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 会計報告書(収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録)
2. 理事長は、前項各号の書類を、監事の監査を受け、当該事業年度終了後30日以内に総会の承認を得た後、速やかに高知県知事に届けなければならない。
 3. 理事長は、第1項各号の書類を第2項の総会の7日前までに事務所に備え置き、閲覧できるようにしなければならない。

第7章管理

(事務局)

- 第39条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局には、職員を置くことができる。
 3. 事務局の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
 4. 前各号のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(定款等の設置及び閲覧)

- 第40条 理事長は、次の各号の書類を常に事務所に備え置かななくてはならない。
- (1) 定款その他諸規則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 総会及び理事会の議事録
2. 会員は、前項各号の書類をいつでも閲覧することができる。
 3. 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第8章定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更する場合は、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、かつ、高知県知事の認可を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第42条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
 3. 解散のときに存する残余財産は、総会の同意を得て、かつ、高知県知事の許可を得て本会と類似の目的をもつ団体に寄附する。

(精算人)

第43条 本会の解散に際しては、精算人を総会において選任する。

2. 精算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第44条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第9章 雑則

(施行規則)

第45条 本会は、運営を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の議決により、規則を定める。

附則 (1982年11月19日)

1. この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、昭和57年12月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1項第1号及び第2項第2号並びに第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立当初の会計年度は、第34条の規定にかかわらず本会議所の設立許可のあった日から昭和57年12月31日までとする。

附則 (2002年1月15日)

この定款の変更規定は、高知県知事の認可のあった日から施行する。

2001年7月20日改正

附則 (2008年6月9日)

この定款の変更規定は、高知県知事の認可のあった日から施行する。

2007年12月7日改正

附則

この定款の変更規定は、高知県知事の認可のあった日から施行する。

2010年12月8日改正